

# ○山梨県警察語学研修実施要領

平成15年3月5日  
通達(教)第14号

## 第1 目的

この要領は、国際犯罪の増加に伴い、外国人被疑者の取調べ等の通訳ができる警察職員を育成するため、民間の語学学校に委託して実施する語学研修（以下「語学研修」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 研修期間

語学研修の研修期間は、1期1年（おおむね週1回、勤務時間外の1時間）とする。

## 第3 研修事項

語学研修の研修事項は、研修生に外国人被疑者の取調べ等の通訳ができる程度の語学力を修得させるのに必要な事項とする。

## 第4 研修責任者

語学研修を効果的に実施するため、警察本部に研修責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。

## 第5 語学研修の計画の作成及び通知

警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年1月末日までに次年度における研修事項、研修方法その他語学研修を実施するために必要な事項について、各所属長に通知するものとする。

## 第6 研修生の推薦及び選考

- 1 所属長は、第5の語学研修の計画に基づき、警務部教養課を経由して本部長に研修生を推薦するものとする。この場合において、所属長は、原則として次に掲げる基準を満たす者を推薦するものとする。
  - (1) 年齢が45歳以下であり、かつ、警部補（これに相当する吏員を含む。）以下の階級にある者
  - (2) 勤務成績が優秀であり、かつ、語学を身に付けようとする意欲の強い者
- 2 本部長は、1により推薦された者のうちから研修生を選考するものとする。

## 第7 留意事項

- 1 研修生が所属する所属の長は、研修生の語学研修に支障を及ぼさないように、勤務計画等につ

いて十分考慮するものとする。

- 2 研修生は、研修期間中においては語学研修に専念するとともに、語学修得のため自学自習に努めるものとする。

#### 第8 実施年月日

この要領は、平成15年4月1日から実施する。